総郵貯第 39 号
平成 20 年３月 12 日

郵政行政審議会
会長　森　下　洋　一　殿

総　務　大　臣
増　田　寛　也

諮　　問　　書

総務大臣諮問第 311 号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事長平井正夫から、平成 20 年２月 21 日付け機構第 1743 号で郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 23 条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第２条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成２年法律第 72 号。以下「旧寄附委託法」という。）第７条の２第１項の規定に基づき、国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額並びに配分団体が守らなければならない事項の認可申請があった。（概要は別紙１のとおり。）

これらについて審査した結果は別紙２のとおりであり、整備法附則第 21 条第１項及び第 22 条第１項の規定に適合していると認められる。よって、旧寄附委託法第７条の２第１項の規定により認可することといたしたい。

上記のことについて諮問する。

別紙１

認可申請された平成19年度下期の国際ボランティア貯金に係る配分団体等

○　配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（別紙１－１）

○　配分団体が守らなければならない事項（別紙１－２）

平成19年度下期　配分団体、配分額及び配分対象援助事業

団　体　名（所在地）	配分額	配分対象援助事業（実施国）
	千円	
アプカス （北海道）	1,839	地滑り被災者に対する仮設住宅の建設及び自治組織の強化支援 （スリランカ・中部州ﾇﾜﾗｴﾘﾔ県ﾜﾗﾊﾟﾈ郡ﾅｰﾗﾝﾀﾗｰﾜ地区）
岩手県インドネシア友好協会 （岩手県）	2,878	農民のための持続可能型農業の技術指導及び牛銀行の実施 （インドネシア・南ｽﾗｳｴｼ州ﾜｼﾞｮｰ県ﾊﾟﾏﾅ郡ｼﾝﾌﾟﾙｼｱ村）
宮城国際支援の会 （宮城県）	3,347	①　山岳民族のための診療所の運営及び栄養・衛生指導 （ネパール・ﾊﾞｸﾞﾏﾃｨ県ﾇﾜｺｯﾄ郡ｵｶﾙﾊﾟｳｱ地区ｶｶﾞﾁ村）
	12,862	②　障がい者支援専門学校の建設及びリハビリ技術、車いすの製作・修理技術の指導 （タイ・ﾊﾟﾄﾝﾀﾆ県ﾊﾟﾄﾝﾀﾆ町）
特定非営利活動法人 黄土高原環境・緑化計画 （茨城県）	3,318	生徒のための学校付属農場の整備及び周辺緑化 （中国・寧夏回族自治区塩池県高沙窩鎮魏庄子地区）
特定非営利活動法人 ケアリングフォーザフューチャー ファンデーションジャパン （埼玉県）	1,800	孤児・ストリートチルドレンのための養護施設の建設 （マレーシア・ｻﾊﾞ州ﾊﾟﾊﾟｰﾙ市ﾘﾝｶﾞﾝﾊﾞﾙｰ村）
特定非営利活動法人 東方科学技術協力会 （埼玉県）	5,168	農民のための無灌漑による塩地茅の栽培技術の確立と耐アルカリ性アルファルファの栽培 （中国・吉林省大安市大崗子鎮双崗山村）
特定非営利活動法人 NPOアジアマインド （埼玉県）	2,481	現地ろう学校教員に対する研修会の開催 （タイ・ﾊﾞﾝｺｸ特別区、ｳﾄﾞﾝﾀﾆｰ県）
内モンゴル沙漠化防止植林の会 （千葉県）	9,090	住民の生活水準向上及び沙漠化防止のための植林 （中国・内ﾓﾝｺﾞﾙ自治区興安盟ﾎﾙﾁﾝ右翼中旗ﾊﾞﾔﾝﾎｼｮｰ鎮）
特定非営利活動法人 観照ボランティア協会 （千葉県）	954	貧困農民に対する生産性向上のための農業技術指導及びセミナーハウスの建設 （フィリピン・ｹｿﾝ州ﾅｶﾙ）
ベトナムの「子どもの家」を支える会 （千葉県）	6,622	障がいを持つ子ども達のための医療センターの運営及び職業訓練の実施 （ベトナム・ﾄｩｱﾃｨｴﾝﾌｴ省フエ市）
梅本記念歯科奉仕団 （神奈川県）	2,225	ハンセン病患者等のための巡回歯科診療及び口腔衛生教育指導等 （ラオス・ﾋﾞｴﾝﾁｬﾝ県、ﾙｱﾝﾌﾟﾗﾊﾞﾝ県、ﾁｬﾝﾊﾟｻｯｸ県、ｶﾑｱﾝ県）
特定非営利活動法人 エル・エンジェル国際ボランティア協会 （神奈川県）	4,253	ストリートチルドレンのための児童養護施設建設及び運営 （インド・ｱｰﾝﾄﾞﾗ・ﾌﾟﾗﾃﾞｯｼｭ州ｽﾘｶｸﾗﾑ地区ﾏﾝﾀﾞﾗ・ｴﾁｪｰﾗ、ﾅﾊﾞﾊﾟﾗﾀ・ﾅｶﾞﾗ）
神奈川歯科大学南東アジア支援団 （神奈川県）	1,560	住民のための歯科医療サービスの提供 （タイ・ﾊﾞﾝｺｸ　ｸﾛﾝﾄｲ地区）
特定非営利活動法人 国際援助団体　アイウエオサークル	16,889	崩壊した中学校の新校舎建設支援（初・中等教育の環境整備） （ネパール・ﾀﾞﾃﾞｨﾝ県ｻﾘﾝﾀｰﾙVDCﾛｰﾄﾞ&ｱﾙｶﾞｯﾄ村ﾋﾞｻﾙﾅｶﾞﾙ）

特定非営利活動法人 ラブ　グリーン　ジャパン （神奈川県）	7,495	農業用貯水槽と灌漑設備の整備 （ネパール・ｶﾌﾞﾚ州ｱﾅｲｺｯﾄ村）
CRIーチルドレンズ・リソース・インターナショナル （神奈川県）	2,902	多目的教育センターの運営、教育者育成講座開催、教育玩具工房設置、職業訓練実施 （ブラジル・ｾｱﾗ州ｱﾗｶﾁ市ｶﾉｱ・ｹﾌﾞﾗｰﾀﾞ地区ｴｽﾃｰｳﾞｧﾝ村）
特定非営利活動法人 アジア教育・文化・自然環境保護日本支援センター （東京都）	16,425	貧困地域の住民のための幼稚園建設、職業訓練校の校舎増築・運営指導及び井戸の建設、修理と貯水池の修理 （ｽﾘﾗﾝｶ・ｶﾙﾀﾗ県、ﾎﾟﾛﾝﾅﾙﾜ県、ｱﾇﾗｰﾀﾞﾌﾟﾗ県）
特定非営利活動法人 アジア地域福祉と交流の会 （東京都）	1,998	①　障がい者等のための福祉施設の運営及び診療室の設置 （マレーシア・ｻﾗﾜｸ州ｼﾌﾞ郡ｶﾉｳｲｯﾄ町ﾊﾞﾜﾝ地区）
	2,180	②　知的障がい者の収入の向上、生活改善のための総合的活動支援 （マレーシア・ﾍﾟﾅﾝ州ﾊﾞﾘｯｸﾌﾟﾗｳ郡ﾌﾟﾗｳﾍﾞﾄﾝ地区）
アフリカ友の会 （東京都）	1,497	HIV・エイズ患者のための洋裁教室の拡大と洋裁指導者の育成 （中央アフリカ・ﾊﾞﾝｷﾞ市ﾌﾞｴﾗﾌﾞ地区）
NGO地に平和 （東京都）	4,044	女性の経済的自立のための刺しゅう小物作成と販売プロジェクトの設立 （パレスチナ・ﾖﾙﾀﾞﾝ川西岸地区南部ﾍﾞﾂﾚﾍﾑ市郊外ﾃﾞﾍｲｼｴ難民ｷｬﾝﾌﾟ内）
特定非営利活動法人 幼い難民を考える会 （東京都）	5,363	①　就学前教育の充実 （カンボジア・ﾌﾟﾉﾝﾍﾟﾝ市、ｶﾝﾀﾞｰﾙ州）
	3,800	②　農村地域の女性に対する自立のための織物技術指導 （カンボジア・ﾀｹｵ州ﾊﾞﾃｨ郡、ｻﾑﾛﾝ郡、ﾌﾟﾚｲｶﾊﾞｽ郡、ｶﾝﾀﾞｰﾙ州ｶﾝﾀﾞｰﾙｽﾀﾝ郡）
特定非営利活動法人 環境修復保全機構 （東京都）	2,753	①　環境保全型農業（有機農業）の技術指導（堆肥作り、指導者育成研修等） （カンボジア・ﾌﾟﾉﾝﾍﾟﾝ市、ｺﾝﾎﾟﾝﾁｬﾑ県）
	3,895	②　環境保全型農業（有機農業）の技術指導（堆肥加工センター運営、モデルファーム増設等） （タイ・ｽｺﾀｲ県ｷﾘﾏｯﾄ地区）
	7,322	③　森林再生による環境修復と持続的農業生産環境（有機農業）の構築 （タイ・ﾅﾝ県ﾌﾟｱ地区）
社団法人 銀鈴会 （東京都）	2,112	喉頭摘出者のための発声指導及び発声指導員の育成 （ネパール・カトマンズ市）
財団法人 ケア・インターナショナル　ジャパン （東京都）	10,827	HIV陽性者自助グループ、医療従事者、政策策定者への指導・教育 （ベトナム・ﾊﾉｲ市、ｸｱﾝｸﾞ・ﾆﾝ県、ﾎｰﾁﾐﾝ市）
特定非営利活動法人 国際アマチュア無線ボランティアズ （東京都）	1,890	無医村に対する医薬品の提供・RADIOPHARMACYの構築（医薬品の管理） モーリタニア（ﾇｱｸｼｮｯﾄ、ﾁｼｯﾄ、ﾃｲﾄﾞｳﾑ）

特定非営利活動法人 国際子ども権利センター （東京都）	5,893	子どものための労働防止等の意識啓発活動の実施及び収入向上のための農業技術指導 （カンボジア・ｽﾊﾞｲﾘｴﾝ州ﾁｬﾝﾄﾘｱ郡）
特定非営利活動法人 国境なき子どもたち （東京都）	8,109	①　貧窮家庭の青少年に対する職業訓練及び識字教育 （カンボジア・ﾊﾞｯﾀﾝﾊﾞﾝ州ﾊﾞｯﾀﾝﾊﾞﾝ地区）
	6,271	②　貧窮家庭の青少年に対する職業訓練及び識字教育 （フィリピン・カロオカン市）
特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会 （東京都）	4,270	①　児童のための保健教育者養成トレーニングの実施、保健教育教材の開発 （東ﾃｨﾓｰﾙ・ｴﾙﾒﾗ県）
	6,019	②　住民に対する保健センター建設及び運営管理指導 （カンボジア・ﾌﾟﾚｲﾍﾞﾝ県ﾌﾟﾚｲﾍﾞﾝ郡）
特定非営利活動法人 ジャパン　バングラデシュ　ファンデーション （東京都）	15,922	貧窮地域住民のための養殖事業、二部制学校の運営、職業訓練所の設置 （バングラデシュ・ﾊﾟﾌﾞﾅ地方ﾁｬｯﾄﾏﾊﾙｱﾑﾘﾀｸﾝﾀﾞ村）
特定非営利活動法人 シャプラニール＝市民による海外協力の会 （東京都）	9,591	貧困層の収入向上及び社会的地位向上のためのコミュニティーの育成 （バングラデシュ・ﾏｲﾒﾝｼﾝ県ｲｼｮﾙｺﾞﾝｼﾞ郡）
社団法人 シャンティ国際ボランティア会 （東京都）	7,568	①　難民のための教育環境の改善及び図書館員の研修・指導 （タイ・ﾒｰﾎﾝｿﾝ県ｿｯﾓｲ郡、ｶﾝﾁｬﾅﾌﾞﾘ県ｻﾝｸﾗﾌﾞﾘ郡、ﾗﾁｬﾌﾞﾘ県ｽﾜﾝﾌﾟﾝ郡）
	8,276	②　少数民族のための補助教材の作成及び活用方法の指導と小学校の建設 （ラオス・サワラン県）
スランガニ基金 （東京都）	4,675	子どもセンターでの環境学習プログラムの実施 （スリランカ・東部州ﾊﾞﾃｨｯｶﾛｱ県ﾜﾊﾗ地区ｳﾞｧｯﾀﾞﾜﾝ村）
社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン （東京都）	12,950	地域ぐるみの子ども保護センターの運営（ゲル集落の子どもたちの生活支援等）、子どもの保護体制確立のための研修（行政職員、ソーシャルワーカー、保健士等） （モンゴル・ｳﾗﾝﾊﾞｰﾄﾙ市ﾊﾞﾔﾝｽﾞﾙﾌ地区、ﾁﾝｹﾞﾙﾃｲ地区、ｿﾝｷﾞﾉ・ﾊｲﾙﾊﾝ地区、ﾄﾞﾙﾉﾄﾞ県）
特定非営利活動法人 チベット高原初等教育建設基金会 （東京都）	11,982	遊牧民の識字教育のための小学校の再整備及び地域図書館の建設並びに建設指導 （中国・四川省甘孜ﾁﾍﾞｯﾄ族自治州理塘県曲登郷）
特定非営利活動法人 難民を助ける会 （東京都）	3,280	障がい者のための職業訓練（洋裁、美容理容） （ミャンマー・ﾔﾝｺﾞﾝ市ﾏﾔﾝｺﾞﾝ地区ﾏﾗﾊﾝ）
特定非営利活動法人 ２１世紀協会 （東京都）	2,161	住民のための識字教育を通じたコミュニティづくりと職業訓練の実施 （フィリピン・西ﾐﾝﾄﾞﾛ州ｻﾝﾀｸﾙｽ町ﾋﾟﾅｸﾞﾄｩﾘﾗﾝ地区）
日・タイ親善交流グループ （東京都）	1,998	地域住民のための多目的図書館の建設 （タイ・ﾁｪﾝﾏｲ県ﾁｪﾝﾀﾞｵ郡ﾋﾞｰｺﾝ村）

特定非営利活動法人 日本カンボジア友好協会 （東京都）	5,934	住民のための熱帯性熱病及びマラリア予防のための巡回指導並びに蚊帳等の配布 （カンボジア・ﾊﾞｯﾀﾝﾊﾞﾝ州ﾊﾞﾅﾝ県、ﾄﾏ・ｸﾙ県、ﾊﾞｯﾀﾝﾊﾞﾝ市、ﾊﾞﾍﾞﾙ県ほか9県）
社会福祉法人 日本国際社会事業団 （東京都）	4,298	ストリートチルドレンのための識字教育及び母親への自立訓練（給食） （カンボジア・プノンペン市）
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター （東京都）	5,624	①　学校・幼稚園を拠点とした巡回保健指導・健康診断 （パレスチナ・東エレサム13地域）
	5,797	②　農村の環境保全と生活改善（環境教育ファシリテータの育成等） （カンボジア・ｶﾝﾀﾞｰﾙ県ｵﾝｽﾉｰﾙ郡、ｼｪﾑﾘｱｯﾌﾟ県ﾁｰｸﾘｴﾝ郡、ｿﾄﾆｺﾑ郡、ﾌﾟﾉﾝﾍﾟﾝ特別市）
	5,508	③　自動車整備工場の自立、技術向上支援 （スーダン・南部ｽｰﾀﾞﾝ・ｼﾞｭﾊﾞ市）
日本・バングラデシュ文化交流会 （東京都）	9,783	女性の経済的自立と社会参加ための職業訓練 （バングラデシュ・ｼﾞｪｿｰﾙ県ｼｬｼｬ郡）
特定非営利活動法人 日本フィリピンボランティア協会 （東京都）	1,152	農民のための農業セミナーの実施 （フィリピン・ﾐﾝﾀﾞﾅｵ島ﾀﾞﾊﾞｵ市ﾏﾘﾛｸﾞ地区）
特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャンペーン （東京都）	5,941	難民キャンプのためのソーシャルワーカー等の育成とカウンセリングの実施 （レバノン・ﾍﾞｲﾙｰﾄ市、ﾊﾞﾀﾞｳｨ、ﾌﾞﾙｼﾞﾊﾞﾗｼﾞﾈ、ﾜｰﾍﾞﾙ、ｱｲﾈﾍﾙｳｪ、ﾗｼｬﾃﾞｨｴ、ﾌﾞﾙｼﾞｼｪﾏﾘ）
特定非営利活動法人 ヒマラヤ保全協会 （東京都）	2,412	住民のためのゴミ収集施設の建設及び環境教育 （ネパール・ﾀﾞｳﾗｷﾞ県ﾐｬｸﾞﾃﾞｨ郡ﾀﾄﾊﾟﾆ村、ﾅﾙﾁｬﾝ村）
特定非営利活動法人 ブリッジ　エーシア　ジャパン （東京都）	4,178	貧困世帯に対する居住環境改善及び環境への意識向上のための生活インフラ整備、環境教育指導 （ベトナム・ﾄｳｱﾃｨｴﾝﾌｴ省ﾌｴ市ﾌｰﾋﾞﾝ地区、ﾌｵﾝﾛﾝ地区）
マダガスカルの社会福祉と環境保全を支援する会 （東京都）	2,455	貧困地域の農民のための農水産物の保存・加工技術の指導及び原材料の品質・生産向上技術指導 （マダガスカル・ﾁｭﾘｱｰﾙ州ﾍﾞﾁﾝｼﾞｬｶ、ﾐｱﾘ、ﾍﾞﾗﾗﾝﾀﾞ）
ラリグラス・ジャパン （東京都）	13,814	HIV・AIDS感染者に対するターミナルケアのためのホスピスの建設及び職業訓練 （インド・ﾏﾊﾗｼｭﾄﾗ州ﾎﾞｲｻﾙ市）
特定非営利活動法人 AMURT Japan （東京都）	5,370	障がい者のための職業訓練の実施と自立支援 （スリランカ・ｺﾞｰﾙ県ﾊﾊﾞﾗﾄﾞｳﾜ市）
特定非営利活動法人 ICA文化事業協会 （東京都）	13,652	住民のための湖沼水環境改善及び住民の環境意識の向上 （ベトナム・ハノイ市）
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会 （東京都）	1,792	①　児童のための教育環境の改善と運営指導 （カンボジア・ｼｱﾇｰｸﾋﾞﾙ市ﾐﾀﾋﾟｱｯﾌﾟ郡ｻﾝｶｯﾄ地区第三村）
	10,950	②　小学教師養成学校の学生寮の建設 （カンボジア・ｺﾝﾎﾟﾝｽﾌﾟｰ県ﾁｭﾊﾞｰﾓｰﾝ郡ﾛｶｰﾄﾝ集合村ﾄﾗﾋﾟｱﾝﾙｰｸ村）
	3,149	③　基礎教育を受けられない児童のための音楽指導者の育成 （カンボジア・ﾌﾟﾉﾝﾍﾟﾝ市、ｺﾝﾎﾟﾝﾁｭﾅﾝ県、ﾀｹｵ県、ﾌﾟﾚｲﾍﾞﾝ県、

特定非営利活動法人 ネパール・ムスタン地域開発協力会 （新潟県）	710	住民の罹病率改善のための診療所の運営及び巡回診療の実施 （ネパール・ﾑｽﾀﾝ郡ｱｯﾊﾟｰﾑｽﾀﾝ）
特定非営利活動法人 世界の砂漠を緑で包む会 （石川県）	8,506	砂漠化防止のための育苗センターの整備、植林指導及び灌漑施設の整備 （中国・ﾓﾝｺﾞﾙ自治区阿拉善盟阿拉善左旗）
自立のための道具の会・TFSR　Japan （愛知県）	1,626	①　大工のためのカンナの作成方法及びメンテナンス指導 （スリランカ・南部州ﾏｰﾀﾗ地区ﾍﾞﾘｱｯﾀ）
	1,406	②　住民のための食料保存技術指導 （スリランカ・南部州ﾏｰﾀﾗ地区ﾀﾝｶﾞｯﾗ）
スリヤールワ　スリランカ （愛知県）	1,348	津波被災者のための託児所の運営指導 （スリランカ・ﾊﾝﾊﾞﾝﾄﾀ地区(ﾊﾝﾊﾞﾝﾄﾀﾛｰﾄﾞ ﾏﾀﾞｴﾘﾔ ｳﾝｶﾞﾏ)）
特定非営利活動法人 チェルノブイリ救援・中部 （愛知県）	3,640	原発事故被曝者のための農地改善及び農業技術指導 （ウクライナ・ジトーミル州ナロジチ地区）
特定非営利活動法人 日本医学歯学情報機構 （愛知県）	10,427	①　先天的口腔障がいの子どもへの手術、予防事業の実施及び医療従事者に対する技術指導 （ベトナム・ﾆﾝﾋﾞﾝ省、ﾍﾞﾝﾁｪ省、ﾎｰﾁﾐﾝ市、ﾁｬｰﾋﾞﾝ省）
	4,322	②　先天的口腔障がいの子どもへの手術及び医療従事者に対する技術指導 （モンゴル・ｳﾗﾝﾊﾞｰﾄﾙ市、ﾄﾞﾙﾉｺﾞﾋﾞ県、ﾌﾞﾌﾞｽｸﾞﾙ県）
特定非営利活動法人 日本口唇口蓋裂協会 （愛知県）	4,523	①　口唇口蓋裂患者の治療及び医療従事者への技術指導 （インドネシア・中部ｼﾞｬﾜ州ﾊﾞﾝﾄﾞﾝ市）
	8,611	②　口唇口蓋裂患者の治療及び医療従事者への技術指導 （ラオス・ビエンチャン県）
	1,252	③　口唇口蓋裂患者の治療及び医療従事者への技術指導 （ミャンマー・ヤンゴン市）
DIFAR （三重県）	1,462	①　生ゴミリサイクル（堆肥作り）及び有機農業の指導 （ボリビア・MMｶﾊﾞｼﾞｪﾛ郡ｺﾏﾗﾊﾟ市）
	2,446	②　衛生環境向上のためのトイレの設置及び衛生教育指導 （ボリビア・MMｶﾊﾞｼﾞｪﾛ郡ｺﾏﾗﾊﾟ市）
特定非営利活動法人 ヒマラヤン・グリーン・クラブ （滋賀県）	1,300	山岳地域の児童のためのトイレ建設 （パキスタン・ﾉｰｻﾞﾝｴﾘｱ・ﾊﾞﾙﾁｽﾀﾝ地方）
特定非営利活動法人 リボーン・京都 （京都府）	1,344	農村地域の住民のための職業訓練 （ラオス・ﾋﾞｴﾝﾁｬﾝ県ﾋﾝﾌｰﾌﾟ郡ﾋﾞｴﾝﾄｰﾝ村）
社団法人 アジア協会アジア友の会 （大阪府）	6,757	農民に対する生活改善のためのバイオガスプラントの普及及び普及促進と環境保全のための指導 （ネパール・ﾊﾞｸﾞﾏﾃｨ県ﾀﾞｰﾃﾞｨﾝ郡ﾑﾗﾘﾊﾞﾝｼﾞｬﾝｸﾞ村、ﾊﾞｸﾞﾜﾃｨ県ﾊﾞｸﾀﾌﾟｰﾙ郡ｽﾀﾞﾙ村、ﾙﾝﾋﾞﾆ県ﾉｰﾙﾊﾟﾗｼｨ郡ﾋﾟﾄｳﾘ村）
アジア保育教育交流推進実行委員会 （大阪府）	4,856	保育士、図書館スタッフのスキルｱｯﾌﾟ研修、保育園へ図書コーナー設置並びに保育園・図書館へ図書・教材の提供 （タイ・ﾊﾞﾝｺｸ市ｸﾛﾝﾄｲ地区、ﾁｭｱﾊﾟｰﾝ地区、ﾀｰｿﾝﾔﾝ郡）
特定非営利活動法人 国際交流の会とよなか	2,062	診療所の運営、医療補助、医療従事者の育成及び衛生指導 （ネパール・ｼﾞｬﾅｸﾌﾟｰﾙ県ｼﾝｽﾞﾘ郡ﾄﾞﾀﾞｳﾘ村）

ネパールの子供を育てる会 （大阪府）	833	医療団を編成し、無医村住民の治療、薬剤投与、保健衛生指導等の実施 （ネパール・ルンビニ県ナワルパラシ地区ゴスタッド・ゴチャダ村）
ネパールの星 （大阪府）	7,595	住民のための診療所の建設及び衛生教育並びに巡回診療の実施 （ネパール・ラメチャプ郡ソロンブ村）
特定非営利活動法人 モンゴルパートナーシップ研究所 （大阪府）	2,022	遊牧民のための環境保全型牧畜運営技術の指導 （中国・内蒙古自治区額済納旗）
	3,170	遊牧民のための教育環境の整備と技術指導 （モンゴル・セレンゲ県、スフバートル県、ヘンティ県）
特定非営利活動法人 アジア眼科医療協力会 （兵庫県）	2,516	チベット難民居住区における眼科医療、医療従事者に対する技術指導 （インド・ヒマチャル・プラディッシュ州カングラ地区ダラムサラ）
アジア友好ネットワーク （兵庫県）	3,600	無医村に医療センターを設置・医療ボランティアの派遣 （ネパール・カブレ県メッチェ村）
特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会 （奈良県）	9,313	住民のための診療所の運営及び農業トレーニングセンター運営による農業技術の教育 （ケニア・東部州エンブ県ルネンジェス市エナ地区）
特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構 （岡山県）	5,331	①　貧困世帯女性に対する自立支援のための技術研修及び保健衛生指導 （ミャンマー・マンダレー管区メッティラ市35村）
	7,705	②　新生児と妊産婦の健康改善のための保健衛生教育及び妊産婦検診の実施 （ネパール・ルパンデヒ郡ブトワール市近郊20ケ村）
ザ・トゥース・アンド・トゥース （岡山県）	3,706	小学校の教育環境整備と運営 （カンボジア・プノンペン近郊）
ひろしまルソン友好協会 （広島県）	4,473	①　デイケアスクールの運営及び小学校コース新設とコース新設に伴う校舎建設 （フィリピン・ルソン島ヌエバビスカヤ州サンタフェ町バクネン・バランガイ地区）
	4,148	②　地滑り防止等のための植林及び管理指導 （フィリピン・ルソン島ヌエバビスカヤ州サンタフェ町バクネン・バランガイ地区）
特定非営利活動法人 東洋歯学友好会 （愛媛県）	16,234	貧困地域の住民のための巡回歯科診療の実施及び歯科医療基盤の整備支援 （ベトナム・ホーチミン市ゴバップ地区、タンフー地区、ツツウック地区、クチ、群部タンウェン地区、テインヤン地区、ベンチェ地区）
財団法人 北九州国際技術協力協会 （福岡県）	1,688	住民に対する衛生環境向上のための廃棄物収集システムの構築 （インドネシア・中部ジャワ州スマラン市ジョンブラン地区）

計94事業、　499,495 千円

別紙１－２

配分団体が守らなければならない事項について

整備法附則第２２条第１項の規定に基づく配分団体が守らなければならない事項

１　配分金の使途の制限

配分金は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した援助事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

２　実施計画の変更等

⑴ 実施計画は、やむを得ない事由がある場合を除き、変更してはならない。やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を機構に別紙様式１の実施計画変更承認申請書により申請し、その承認を受けなければならない。

⑵ 実施計画に係る援助事業について、予定の期日に着手することができないとき若しくは予定の期日までに完了することができなくなったとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに機構に届出を行い、その指示を受けなければならない。

⑶ 実施計画に係る寄附金配分申請書の記の第１の申請団体の名称等欄の記載事項及び定款又は寄附行為（法人格のない団体にあっては、これらに準じた規約等）に変更がある場合は、速やかに機構に届け出なければならない。

⑷ 実施計画の変更等について、機構が配分金を配分する旨の決定を行うに当たっての判断要素の重大な変更等に該当すると認めたときは、機構の指示するところにより、速やかに交付を受けた配分金を返還しなければならない。

３　配分金の経理等

⑴ 配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途状況を明らかにしておかなければならない。

⑵ 配分金に係る援助事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、機構の指示するところにより、速やかに余剰に係る金額を返還しなければならない。

⑶ 配分金によって取得又は効用等の増加した財産については、援助事業完了後も配分金交付の目的に沿って、その効率的及び効果的運用を行わなければならない。

４　配分金に係るものであることの表示等

配分金に係る施設、機材その他の設備及び物資には、寄附金によるものであることを援助事業の実施地域における公用語により表示しなければならない。

ただし、この表示が困難と思われる場合については、実施地域において報道発表する等適宜の方法により公表すること。

５　完了報告

配分金に係る援助事業が完了したときは、別紙様式２の完了報告書により速やかに機構に報告しなければならない。

６　その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、機構の指示するところにより、交付を受けた配分金を返還しなければならない。

（参考）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

附則

第 22 条　機構は、配分金（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第 1 項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。

２　機構は、配分団体に対し配分金の使途について監査をするものとする。

３　機構は、配分団体が前条第 1 項若しくは旧郵便貯金利子寄附委託法第 4 条第 2 項の決定に係る事業の全部若しくは一部を行わないとき、又は第 1 項若しくは同条第 3 項に規定する配分団体が守らなければならない事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

別紙様式１

(記　　番　　号)
平成　　年　　月　　日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　殿

(団　　体　　名)
(代　表　者　役　職　名)
(氏　　名　［登録印］)

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の実施計画変更承認申請書
（機構第※※※※号（H20.※.※）関連）

標記について、下記の理由により援助事業の内容を変更したいので、承認申請をします。

記

１　援助事業名（対象国・地域）
(　　・　　)

２　計画変更の内容

変更前の実施計画	変更後の実施計画

３　計画変更の理由

【記入上の注意等】
１　記３の計画変更の理由は、その根拠、背景等を具体的に記入してください。
２　変更申請の承認手続は、変更予定の事業に着手する前に行ってください。

別紙様式２

(記　　番　　号)
平成　　年　　月　　日

独立行政法人
郵便貯金・簡易生命保険管理機構
理事長　殿

(団　　体　　名)
(代　表　者　役　職　名)
(氏　　名［登録印］)

国際ボランティア貯金に係る寄附金による援助事業の完了報告書
（機構第※※※※号（H20.※.※）関連）

標記について、下記のとおり報告します。

記

１　援助事業名（対象国・地域）
（　　）

２　配分額
配分額　　千円
（内訳）　受 領 額　　千円
未受領額　　千円

３　配分事業の総費用額等
総費用額　　円
（内訳）　自己資金額（総費用額―受領額）　　円
自己資金額の割合（自己資金額÷総費用額×100）　　％

４　援助事業の実施状況及び効果

5　配分項目別経費の使用状況

配分項目	①配分決定額	②変更承認後及び１０％以内の流用後の額	③実際の使用額	④差額（①―③又は②―③）
合　計				

注：１　変更承認を受けたものについては、承認文書の写しを添付すること。
　　２　「差額」の欄は、自己資金で負担した額か、返還を要する額となる。

6　援助事業の完了時期

平成　　年　　月　　日

7　現地の人々の反響・意見

8　監査結果記載欄

配分申請書に記載の監査担当者が、事業内容及び会計報告内容について内部監査を行い、以下の欄に署名（自筆）及び押印してください。

上記の記載事項及び会計書類を監査したところ､援助事業の実施結果は正しく記載されており、また、配分金の適正な使用と添付の会計書類に不備がないことを確認した。

監査年月日

監査役氏名　（自筆署名）　　印

【記入上の注意等】

1　記４の援助事業の実施状況及び効果は、援助事業の着手から完了までの実施経過、事業の効果（反省点も含む。）等を具体的に記入してください。

2　記５の配分項目別経費の使用状況は、配分決定通知文書の「配分項目」に基づき、派遣人数や雇用人数、期間等も括弧書きするなどし、漏れなく記入してください。

　また、会計帳簿（写）、領収書、両替票、航空券及び搭乗券の控えなど使用額を証明するものをすべて添付してください。

3　記７の現地の人々の反響・意見は、現地の人々の率直な意見等を記入してください。また、写真等で現地の状況が分かるものを添付してください。

別紙２

国際ボランティア貯金に係る配分団体等の認可申請に関する審査結果

当該申請は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）附則第 21 条により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）が設けた審査基準による機構内の審査等を経て、総務省に申請があったものである。

総務省でその審査基準、審査基準に基づく審査のあり方、そして機構法第 22 条に基づき機構が設けた「配分団体が守らなければならない事項」について検証したところ、以下のとおり、審査基準は適正なものであること、また、申請された平成 19 年度下期の国際ボランティア貯金に係る配分団体及び当該団体ごとの配分すべき額（以下「配分額」という。）については、適正な審査内容によって団体が選ばれ、配分が決定していること、さらに、配分団体が守らなければならない事項については、その内容が整備法の規定に適合するものであること等から、当該申請に係る機構の審査は適当であると判断される。したがって当該申請は認可することが適当と認められる。

Ⅰ　配分団体及び配分額

※　下表で使用される法令名については、以下のとおりとする。

・　郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第２条第６号により廃止される前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成２年法律第 72 号）
　→　旧郵便貯金利子寄附委託法

・　郵政民営化法等の施行に伴う関係法令の整備に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）第２条第１号により廃止される前の郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）
　→　旧郵便貯金法

関連条文	審査結果	理　　由
【整備法附則第 21 条第１項前段】 機構は、配分期間ごとに、旧郵便貯金利子寄附委託法第２条第１項の委託があった通常郵便貯金（旧郵便貯金法第７条第１項第１号に規定する通常郵便貯金をいう。）につき旧郵便貯金利子寄附委託法第４条第１項の規定により控除した利子を合計した金額（前条第１項又は旧郵便貯金利子寄附委託法第２条第２項の規定により返還した利子を除く。）とその配分期間に係る旧郵便貯金利子寄附委託法第５条及び第６条第２項（附則第 23 条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の金額の合計額（以下この項において「寄附金」という。）について、旧郵便貯金利子寄附委託法第２条第１項に規定する民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する同項に規定する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、旧郵便貯金利子寄附委託法第１条に規定する旧郵便貯金利子寄附委託法の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体（以下この項において「配分団体」という。）及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定し、その内容を公表するものとする。	適	１　配分団体及び配分額に係る審査基準 機構では、整備法附則第 21 条第１項前段の規定を踏まえ、配分団体に係る審査基準及び配分額に係る審査基準をあらかじめ定めている。 （１）配分団体に係る審査基準 配分団体に係る審査基準は「Ⅰ　形式検査」、「Ⅱ　団体要件」、「Ⅲ　事業要件」を骨子としており、主な確認項目として次のようなものが挙げられる（詳細は別添１「チェックシート」参照）。 ・　必要書類の全てが提出されていること （Ⅰ　形式検査） ・　海外援助に関する事業を実施する非営利民間団体であること （Ⅱ　団体要件） ・　地域実態を踏まえた BHN（基礎的生活分野）を充足に資する事業であること （Ⅲ　事業内容） なお、これら確認項目は、整備法附則第 21 条第１項前段に規定中の「旧郵便貯金利子寄附委託法第１条の目的に適合」するものと認められる。 （２）配分額に係る審査基準

関連条文	審査結果	理　　由
※旧郵便貯金利子寄附委託法第１条 　この法律は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を日本郵政機構に委託する制度を実施することを目的とする。 ※旧郵便貯金利子寄附委託法第２条第１項 　郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第７条第１項第１号に規定する通常郵便貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子（既に生じている利子であって元金に加えられていないものを含む。）の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることに代えて、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助（天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。）に関する事業（以下「民間海外援助事業」という。）を行う営利を目的としない法人その他の団体（以下「民間海外援助団体」という。）に寄附することを日本郵政公社（以下「公社」という。）に委託することができる。		機構では、上記（１）の審査で適正と認められた団体の事業について、配分申請額を費目別に分類して査定を行うとともに、過年度の事業評価等を勘案して配分額を決定することとしている（詳細は別添３「配分団体ごとの配分すべき額の算出方法」参照）。 　なお、この配分方法で決定された金額は、整備法附則第 21 条第１項前段に規定中の「民間海外援助事業の実施に必要な費用」に当たり、本審査基準は適切なものであると認められる。 ２　配分団体及び配分額の決定 　機構は、配分申請を行った 81 団体のうち、上記１（１）の審査基準を満たすことが確認されたのは 74 団体について、上記１（２）の配分方法に基づき配分額を決定しており、適正な手続に則って配分団体及び配分額を決定していると認められる（詳細は別添２参照）。 　なお、機構において、上記１（１）の要件を満たさないものとして、総務省に認可申請がなされなかった７団体については、提出された書類等から上記１（１）中「Ⅲ事業要件」等に合致しない項目があることが確認されたため非配分としており、その判断は妥当なものと認められる。
【整備法附則第 21 条第１項後段】 　機構は、当該寄附金の額から、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のため機構において特に要した費用の額並びに当該寄附金の額（旧郵便貯金利子寄附委託法第５条（附則第 23 条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により寄附金に充てられた額を除く。）の 100 分の 1.5 に相当する額を限度として寄附金の管理並びに配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の交付及び配分金の使途の監査のため機構において特に要する費用の額を差し引くことができる。	適	機構においては、当該寄附金に係る寄附の委託の勧奨等のために特に要した費用として、寄附金集計事務に係る人件費を計上しているが、その積算から妥当なものと認められる。 　また、寄附金の管理並びに配分に係る寄附金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用として、監査旅費及び配分結果に関する調査委託費等を計上しているが、当該費用は、整備法附則第21条第１項後段に定める上限額の範囲内となっており、妥当なものと認められる。

Ⅱ　配分団体が守らなければならない事項

関連条文	審査結果	理　　由
【整備法附則第 22 条第１項】 　機構は、配分金（前条第１項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第４条第２項に規定する配分金をいう。以下この条において同じ。）の使途の適正を確保するため必要があると認めるときは、配分団体（前条第１項及び旧郵便貯金利子寄附委託法第４条第２項に規定する配分団体をいう。以下この条において同じ。）が守らなければならない事項を定めることができる。	適	配分団体が守らなければならない事項については、その内容として、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理に関するものが定められており、配分金の使途の適正を確保するものであることから、整備法附則第 22 条第１項の規定に適合し、妥当なものと認められる。